

HaTeLa

製品安全データシート

1. 製品及び会社情報

製品名 CE ハイ・クリア
 (現像液、定着液用特殊汚染除去剤)
 会社名 株式会社 阪神技術研究所
 住 所 〒662-0927 兵庫県西宮市久保町4-18
 担当部門 販売チーム 作成部門 QAチーム
 電話番号 0798-33-6321 FAX番号 0798-33-6069
 作成/改訂 2016.05.02 GHS対応(1版)

2. 危険有害性の要約

GHS分類 ※区分外、分類対象外、分類できないの項目は記載を省略

健康に対する有害性

皮膚腐食性及び皮膚刺激性	区分2
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	区分2
皮膚感作性	区分1
発がん性	区分2
生殖毒性	区分2
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分2 甲状腺

環境に対する有害性

水生環境有害性(急性)	区分3
水生環境有害性(慢性)	区分3

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語

警告

危険有害性情報

皮膚刺激
 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
 強い眼刺激
 発がんのおそれの疑い
 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
 長期にわたる又は反復ばく露による甲状腺の障害のおそれ
 長期継続的影響により水生生物に有害

注意書き

安全対策

使用前に取扱説明書を入手すること。
 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
 ミスト、蒸気を吸入しないこと。
 取り扱い後はよく手を洗うこと。
 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
 環境への放出を避けること。

保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。

3. 組成及び成分情報 <原則として1%以上含有する成分を記載しています。>

単一製品・混合物の区別 : 混合物

成分名称	含有量 (wt%)	CAS No.	化審法番号
水	>82	7732-18-5	—
チオ尿素	6.0	62-56-6	2-1733
クエン酸	<6.0	5949-29-1	2-1318
無水亜硫酸ナトリウム	<5.0	7757-83-7	1-502
シュウ酸二水和物	1.0	6153-56-6	2-844

4. 応急措置

吸入した場合

被災者を空気の新鮮な場所に移動し、呼吸し易い姿勢で休息させること。必要に応じて医師の診察及び手当てを受けること。

皮膚に付着した場合

直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと、皮膚を多量のシャワー水と石鹼で十分に洗い流すこと。

皮膚刺激や症状がある場合は医師の診察及び手当てを受けること。

汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。

眼に入った場合

水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。

その後も洗浄を続けること。医師の診察及び手当てを受けること。

飲み込んだ場合

無理に吐かせず直ちに口の中を十分にすすぎ、医師の診察及び手当てを受けること。

暴露又は暴露の懸念がある場合直ちに医師に連絡すること。

5. 火災時の措置

消火剤

この製品自体は不燃性水溶液であり、燃焼しないため、周囲の火災に応じて適切な消火剤を選択する。

使ってはならない消火剤

この製品自体は不燃性水溶液であり、燃焼しないため、周囲の火災に応じて適切な消火剤を選択する。

特有の消火方法

速やかに容器を安全な場所に移す。移動不可能なものは、容器及び周辺に散水して冷却する。

消火を行う者の保護

消火作業は状況に応じて適切な保護具を着用し、風上から行なう。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項

作業の際には必ず保護具を着用する。

環境に対する注意事項

漏出物を回収すること。漏洩した液が河川、下水等に排出されないようにする。

封じ込め及び浄化の方法・機材

乾燥砂、土、おがくず、ウエス等に吸着させて、密閉できる空き容器に回収する。

二次災害の防止策

排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

7. 取扱い及び保管上の注意

取り扱い

技術的対策

人によっては、長時間繰り返し接触することによって、かぶれる場合があるので注意する。作業の際は必要に応じて適切な保護具を着用する。

安全取扱い注意事項

他の化学薬品との接触を避ける。出来るだけ風上から取り扱い、作業後は手や顔など身体を洗浄する。

保管

安全な保管条件

適切な換気のある高温多湿を避けた冷暗所で、密閉性を維持して保管する。施錠して保管すること。

安全な容器包装材料

保管の際は他の容器に移し替えず、製品の容器で保管する。

8. ばく露防止及び保護措置

許容濃度 設定なし

保護具

呼吸用保護具

必要に応じて有機ガス用保護マスクを着用する。

手の保護具

不浸透性の手袋を着用する。

眼の保護具

保護眼鏡を着用する。

皮膚及び身体の保護具

長袖作業衣を着用する。汚染された作業衣を再使用するときは洗濯する。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状态

形状	液体
色	無色ないし微黄色
臭い	微臭
PH	2.69～3.15
沸点	105℃
引火点	データなし
燃焼範囲	データなし
蒸気圧	データなし
比重	1.054～1.062
自然発火温度	データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	塩素系漂白剤と混合すると有害な塩素ガスが発生する恐れがある。
安定性	通常の使用条件下では安定。
避けるべき条件	凍結・直射日光を避ける。
混触危険物質	強アルカリ
危険有害な分解生成物	データなし

11. 有害性情報

※製品としての試験データが無いため、それぞれの成分について記載する。(記載の無い項目はデータなし)

・チオ尿素

急性毒性

経口 ラット LD₅₀ 125～1830mg/kg(CICAD NO.49(2003))

吸入(蒸気) ラット LC₅₀ 195mg/m³(10%溶液ミスト)

皮膚腐食性及び皮膚刺激性

CERI・NITE有害性評価書の記述に、刺激性が見られたとの結果がある。

眼に対する重篤な損傷性又は刺激性

ウサギの眼一次刺激性試験で、軽度の刺激性が見られたとの結果がある

(CICAD NO.49(2003))

呼吸器感作性又は皮膚感作性	呼吸器感作性:データ無し 皮膚感作性:ヒトに対して皮膚感作性がある。
生殖細胞変異原性	CERI・NITE有害性評価書の記述から、経世代変異原性試験(優勢致死試験)なし、生殖細胞 in vivo変異原性試験なし、体細胞 in vivo 変異原性試験(小核試験)で陰性である。
発がん性	産衛学会勧告で2B NTPでRに分類されている。
生殖毒性	ラット及びマウスを用いた催奇形性試験において、胎児に甲状腺の過形成、中枢及び末梢神経系への影響、骨格への影響及び目への影響がみられているが、母体毒性に関する情報がない。
特定標的臓器毒性、単回ばく露	動物実験については、呼吸器への刺激等の記述があることから、気道刺激性をもつと考えられた。
特定標的臓器毒性、反復ばく露	ヒトについては、甲状腺機能低下症である顔面浮腫、低血圧、徐脈、基礎代謝量の低下を伴う心電図の変化、便秘、腹部膨満、多尿及びリンパ球・単球の増多を伴う顆粒球減少症等の記述がある。

・クエン酸

急性毒性

クエン酸100%として ラット LD₅₀ 883mg/kg(腹腔内投与)
 マウス LD₅₀ 42mg/kg(静脈内投与)
 マウス LD₅₀ 5040mg/kg(経口投与)
 マウス LD₅₀ 2700mg/kg(皮下投与)

皮膚腐食性及び皮膚刺激性

刺激します。 皮膚 ウサギ 500mg/24hrMLD

眼に対する重篤な損傷性又は刺激性

刺激します。 眼 ウサギ 750 μg/24hrSEV

・無水亜硫酸ナトリウム

急性毒性

経皮 LD₅₀ ラット:115mg/kg ウサギ:65mg/kg マウス:130mg/kg RTECS

・シュウ酸二水物

急性毒性

経口 LD₅₀ 7500mg/kg

皮膚腐食性及び皮膚刺激性

ウサギ 500mg/24H 軽度

眼に対する重篤な損傷性又は刺激性

ウサギ 250 μg/24H 重度

12. 環境影響情報

生態毒性	情報なし
残留性・分解性	情報なし
生態蓄積性	情報なし
土壤中の移動性	情報なし
オゾン層有害性	情報なし

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

廃棄の際は「廃棄物処理法」「水質汚濁防止法」等の法令を遵守し、都道府県等の許可を受けた廃棄物処理業者に委託すること。

汚染容器・包装

廃棄の際は「廃棄物処理法」「水質汚濁防止法」等の法令を遵守し、都道府県等の許可を受けた廃棄物処理業者に委託すること。

14. 輸送上の注意

輸送又は輸送手段に関する特別の安全対策

- ・容器に漏れや破損等の無いことを確かめ、転倒、落下、損傷の無いように積み込み、荷崩れ防止を確実にこなう。
- ・容器が破損しないように水濡れや乱暴な取り扱いをさけること。

15. 適用法令

※含有物質毎に記載

・チオ尿素

労働安全衛生法	名称等を通知すべき有害物(法第57条の2、施行令第18条の2別表9 政令番号第340号)
PRTR法	第一種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1 政令番号245号)
化審法	優先評価化学物質(法第2条第5項 政令番号40)
船舶安全法	毒物類・毒類(危規則第2,3条危険物告示別表第1)
航空法	毒物類・毒類(危規則第194条危険物告示別表第1)
大気汚染防止法	有害大気汚染物質(中環審第9次答申の115)

・クエン酸

食品衛生法	食品添加物
-------	-------

・無水亜硫酸ナトリウム

外国為替及び外国貿易法	輸出貿易管理令別表第1の16の項
水道法	有害物質

・シュウ酸二水和物

毒物及び劇物取締法	劇物 包装等級3
労働安全衛生法	名称等を通知すべき有害物(法第57条の2、施行令第18条の2別表9 政令番号第304号)
危険物船舶運送及び貯蔵規則	腐食性物質(危規則第3条危険物告示別表第1)
航空法	腐食性物質(施行規則第194条危険物告示別表第1)

16. その他

記載内容は現時点で入手できた情報に基づいて作成しておりますが、記載データや評価について完全性を保証するものではありません。危険、有害性の評価は必ずしも十分ではないので、取り扱いには十分注意してください。注意事項は当製品についての通常の取り扱いを対象にしたものであって、それ以外については、ご使用者の責任において安全対策を実施の上お取り扱い願います。